

物件詳細情報（土地）

物件名		旧日の限寮跡地		予定価格	1億2,000万円
所在地		神崎市神埼町城原字北外 2701 番 1、2701 番 2、2725 番 3			
現況地目及び面積等		地 目：宅地、雑種地		工作物：U字溝、ネットフェンス、門、コンクリート、アスファルト舗装 等	
		地 積：11,533.05 m ²		樹 木：多数	
登記簿記載事項		地 目：宅地、雑種地			
		地 積：11,532.13 m ²			
		その他：			
接面道路の状況等		南側：幅員約6～8mの舗装市道に約0～1.5m高く接面 南西側：幅員約4mの舗装市道に約0～1.5m高く接面 北西側：幅員約3～4mの舗装市道にほぼ等高に接面 東側：幅員約3mの舗装里道に約0～2.5m高く接面 ※北西、東側道路は法定外道路			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	非線引き都市計画区域			
		用途地域	指定なし		
		地域、地区	—		
		建ぺい率	60%		
		容 積 率	200%		
		高度制限	指定なし		
		防火地域	指定なし		
		その他			
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（北外遺跡）			
	その他	土石流警戒区域			
私道の負担等に関する事項		私道負担	無し	負担の内容	
		道路後退	無し	負担の内容	
供給処理施設の状況		接面道路配線等の状況		施設整備時期及び状況	施設整備の特別負担の有無
		電 気	有り	—	無し
		公営水道	有り	未接続	無し
		公共下水道	無し		—
		都市ガス	無し		—
交通機関		鉄 道	J R「神埼」駅まで 約5km		
		バ ス	仁比山小学校前バス停まで 徒歩約30分		

公共・公益施設等	日の隈公園
参考事項	●建物建築に当たっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により規制される場合がありますので、事前に関係各機関に問い合わせください。 (建物建築に関する問い合わせ先) 〒840-0811 神崎市神埼町鶴 3542 番地 1 神崎市役所 建設課 電話：0952-37-0103 (水道に関する問い合わせ先) 〒849-0914 佐賀県佐賀市兵庫町西湊 1960-4 佐賀東部水道企業団 営業課 電 話：0952-30-6212 (下水道に関する問い合わせ先) 〒840-0811 神崎市神埼町鶴 3542 番地 1 神崎市役所 下水道課 下水道係 電話:0952-37-0105 (電気に関する問い合わせ先) 〒840-0804 佐賀市神野東二丁目 3 番 6 号 九州電力送配電株式会社 佐賀配電事業所 電話：0952-33-1173 (建築確認に関する問い合わせ先) 〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1 佐賀県 東部土木事務所 建築課 電 話：0942-83-4398 E-mail：toubudoboku@pref.saga.lg.jp ●物件の引き渡しは現況のまま（本地下に存在する工作物等を含む）で行いますので、現況や接道の状況、境界等は事前に参加者で必ず確認のうえ入札に参加してください。 ●地下埋設物調査、土壌調査、地盤調査及びブロック塀調査等の個別的な調査は行っていません。 ●当該物件は非線引き都市計画区域内であるため、3,000 m²以上の規模で開発行為を行う場合、開発許可が必要です。詳細については下記にお問い合わせください。 (開発許可に関する問い合わせ先) 〒840-8501 佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 県土整備部 まちづくり課 開発担当 電話：0952-25-7158 E-mail：machizukuri@pref.saga.lg.jp

●当該物件において建物建築を行う場合、佐賀県建築基準法施行条例第三条（がけに近接する建築物）による制限を受ける可能性があります。詳細については、佐賀県東部土木事務所建築課までお問合せください。

●周知の埋蔵文化財包蔵地（北外遺跡）に含まれているため、開発行為を行う場合には神埼市教育委員会へ文化財保護法に基づく発掘に関する届出が必要となります。

（埋蔵文化財に関する問い合わせ先）

〒840-0811 神埼市神埼町鶴 3542 番地 1

神埼市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財係

電話:0952-37-3875

●敷地内に電柱があります（九州電力：本柱 3 本、支線 7 条、NTT：本柱 2 本、支線 1 条）。購入者の方と九州電力及び NTT との間で、賃貸借契約が必要となります。詳しくは、各社へ問い合わせください。

（九州電力設置柱に関する問い合わせ先）

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目 3 番 6 号

九州電力送配電株式会社佐賀配電事業所 配電グループ

電話 0952-33-1173

（NTT 設置柱に関する問い合わせ先）

〒849-0916 佐賀市高木瀬町東高木 214-1

株式会社 NTT フィールドテクノ 設備貸借管理センター

電話 0952-36-5507

●敷地内北西側に従前使用されていた防火水槽が残置されており、隣接地からの排水が一部流入しています。撤去等を行う際は、必ず隣接者との協議の上実施してください。

●面積は、登記簿地積と実測地積との差異があります。

●当該物件は、接続されていない供給処理施設があります。供給処理施設の接続等に要する費用は購入者の負担となります。

●当該物件については契約に際して以下の用途制限を付します。

売買契約締結の日から 10 年間、売買物件を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用途又はその他これに類する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">●当該物件の売買契約には契約の解除に至った場合に県が土地を買い戻すことができる買戻し特約（期限 10 年）を付します。買戻し特約の登記は所有権移転登記と同時に行います。 |
|--|--|